

「奨学生学力基準等審査書」作成資料（学校担当者用）

宮城県 高等学校等育英奨学資金 事務の手引（抜粋）

第3 基準

1 学力基準

在学学年	第1学年	第2学年以降
基準となる学年	中学校第3学年	前年度在学の学年
成績	3.5 以上	3.0 以上
「特例」成績	3.0～3.4	2.7～2.9

2 特例基準（予約・在学共通）（※6ページ）

特例として貸付対象者とすることができる者は、学力又は、家計のいずれか一方が「1 基準(1)、(3)」の基準に適合し、他方が次の(1)又は(2)のいずれかの一に該当することが条件となります。

特例基準の適用者については、「奨学生学力基準等審査書」(P29)の「学校長の所見」欄に、該当する特例事由の所見(P18参照)を記入願います。(注：この用紙裏面に掲載しています。)

(1) 学 力

本人が次のいずれかに該当し、特に人物が優れ、かつ、奨学資金を貸付けることによって、優れた学習成績を修める見込みがあると認められる者。

- ① 病気、災害その他の事故等により父母及びこれに代わって家計を支えている者（以下「家計支持者」といいます。）のうち主たる者を失った者。
- ② 申請前1年以内に火災、風水害等により著しい被害を受けた者及び被害を受けた者の子である者。
- ③ 生活保護法の規定により保護を受けている世帯又はこれに準ずると認められる世帯に属する者。
- ④ 奨学資金の貸付けを受けなければ著しく修学に困難がある者で、向学心があり、学力向上の見込みがあると学校長が認めた者。

(2) 家 計

認定所得金額が「別表2」(P22)の基準金額に1.1を乗じて得た額（万円未満四捨五入。）以内の者で、次のいずれかに該当し、かつ、学力・人物ともに特に優れていると認められる者。

- ① 原子爆弾によって被爆した者の子である者。
- ② 長期に療養を要する者のいる世帯に属する者。
- ③ 災害、病気その他事故等により世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる家計支持者」という。）を失った者。
- ④ 中国帰国孤児の子である者。
- ⑤ 障害のある者及び障害のある者のいる世帯に属する者。

第4 学力基準取扱要領

1 評定平均値の算出方法

基準となる学年の、各履修教科を5・4・3・2・1の5段階（5段階によらない評定については、5段階に換算して算出すること。）により評定したものを合計し、それを履修教科数で割った値（小数点以下第2位で四捨五入）とします。

2 評定平均値の算出方法の特例（※7ページ）

- (1) 特別支援学校の中等部・中学校の特別支援学級に在籍し（していた）、又は特別支援学校の高等部に在籍し、その者の能力に応じて個々に特別の教育課程を編成している場合及び不登校、病気等による長期欠席により、上記1による評定平均値の算出が困難である場合には、「奨学生学力基準等審査書」(P29)の「学校長の所見」欄に本人の普段の学習状況、高等学校等における学習意欲等についての学校長所見により学習成績の評定に代えることができます。
- (2) 前記の取り扱いは、申請時の前年度に基準となる学校の学年に在学していない者についても適用するものとします。ただし、在学していなかった期間が、2年程度の短期間で、かつ、在学しないこととなった直前に在学していた学校からの指導要録等の送付により評定平均値の算出が可能である場合には適用しないものとします。

（裏面に記入例があります）

奨学生学力基準等審査書の記入例

例1 学力・家計とも基準に適合する場合。

学習成績(5段階評価)の 評 定 平 均 値	4・1	人 物 評 定	9・3
委員会・ボランティア活動	生徒会	クラブ・部活動	テニス部
学校長の所見 ※特例又は緊急申請に該当する場合。			
※学力・家計とも基準に適合し、特記事項等が無い場合には記入は不要。			

例2 学力が 特例 基準に該当する場合。

学習成績(5段階評価)の 評 定 平 均 値	3・1	人 物 評 定	7・2
委員会・ボランティア活動	無し	クラブ・部活動	テニス部
学校長の所見 ※特例又は緊急申請に該当する場合。			
申請者 宮城太郎 は、特例基準の(1)学力の④に該当すると認められる生徒である。			
※特例項目は、P6を参照願います。			

「特例」に該当する学力点を記入する。

この学校長所見を必ず記入する。
記入する特例基準の該当項目は、別紙「事務の手引(抜粋)」第3基準、2特例基準、(1)学力の①～④のことです。

例3 家計が特例基準に該当する場合。

学習成績(5段階評価)の 評 定 平 均 値	3・8	人 物 評 定	8・4
委員会・ボランティア活動	広報委員会	クラブ・部活動	テニス部
学校長の所見 ※特例又は緊急申請に該当する場合。			
申請者 宮城太郎 は、特例基準の(2)家計の②に該当する生徒である。			
※特例項目は、P6を参照願います。			